

## 第7回教育委員会会議

1 日時 令和2年6月16日 火曜日 午後3時30分～午後4時45分

2 場所 大阪市役所屋上会議室

3 出席者

山本 晋次 教育長

森末 尚孝 教育長職務代理者

平井 正朗 教育長職務代理者

巽 樹理 委員

大竹 伸一 委員

栗林 澄夫 委員

多田 勝哉 教育次長

山口 照美 生野区担当教育次長

大継 章嘉 教育監

金谷 一郎 顧問

川阪 明 総務部長

村川 智和 総務課長

仲村 顕臣 首席指導主事

渡瀬 剛行 指導部長

民部 博志 学事課長

樽本 康隆 教育活動支援担当課長

福山 英利 首席指導主事

大西 忠典 首席指導主事

川本 祥生 政策推進担当部長

松浦 令 教育政策課長

有上 裕美 教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

#### 4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に森末委員を指名
- (3) 案件

協議題第12号	新型コロナウイルス感染症予防に関する対応について
議題第54号	大阪市学校管理規則の一部を改正する規則案
議案第55号	大阪市立高等学校学則の一部を改正する規則案
議案第56号	令和3年度水都国際中学校及び咲くやこの花中学校入学者選抜方針について
協議題第13号	大阪市教育振興基本計画について

なお、協議題第13号については会議規則第6条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

#### (4) 議事要旨

【山本教育長】 6月1日付で教育委員にご再任いただいた森末委員からご挨拶を頂戴したいと思います。

【森末委員】 ただいまご紹介いただきました森末でございます。この度、教育委員会委員の再任にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。私は今年5月26日の市会本会議におきまして、任命同意案の議決をいただき、6月1日付で教育委員会委員を再任させていただくこととなりました。微力ではございますが、本市教育行政のため全力を尽くす所存でございますので、引き続き何卒よろしく申し上げます。甚だ簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

【山本教育長】 ありがとうございます。よろしくお願いたします。

協議題第12号「新型コロナウイルス感染症予防に関する対応について」を上程。

渡瀬指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

各学校においては6月1日より分散登校、6月15日より通常登校、通常の学級編制の人数による授業が再開されている。児童生徒の「学びの保障」の方向性については、学校教

育ならでの学びを大事にしながら教育活動を進め、最大限子どもたちの健やかな学びを保障するため、次の3つの柱で進めてまいりたい。

まず、感染症対策を徹底しながら、しっかりと学校での学習を充実させる。最終学年（小6・中3）については、優先的に学習を取り戻し、今年度中に学習内容を修了させる。他の学年については、令和3年度を見通した教育課程の編成を検討し、着実に学習保障を行ってまいりたいと考えている。

現在の小学校第6学年・中学校第3学年における授業日数について、本来の授業日数と実際の授業日数を示しているが、3月から5月までの実際の授業日は0日、6月の第1週・第2週は分散登校だったため、その期間は0.5日で算出し、17日としている。7月・8月および12月・1月については、現段階の予定として、夏休みは8月8日から24日に、冬休みは12月26日から1月6日に短縮する予定で算出している。新型コロナウイルス感染症の影響によって減じられた実際の授業日は、本来の授業日の約8割となる見込である。授業日数は限られるが、できる限り工夫をし、授業時数を確保する必要がある。具体的な授業時数確保のための工夫としては、「長期休業期間の短縮」に加え、「土曜授業の実施増」により授業時数の確保に努めてまいるとともに、土曜授業については特に小6・中3の最終学年については年間5回以上実施する。

また、週当たりの授業時数について、小学校第2学年は週26時間を27時間に、小学校第3学年は週28時間を29時間に、小学校第4学年から中学校第3学年は週29時間を30時間に増やして、時間割を編成することとする。さらに、学校の実情に合わせて授業時数を確保する。例えば、「1コマを40分（小学校）、45分（中学校）に短縮した上で7時間授業の実施」や、「学校行事の精選や準備時間の縮減」等、各校の実情に合わせて計画的に進めるよう指示している。また、授業を協働学習など学校でしかできない学習活動に重点化し、限られた授業時数の中で効果的に指導してまいる。教科等の指導計画を、学校での授業と学校の授業以外の場で取り組む学習活動を併用した内容に改めて構成したり、児童生徒同士が協働して自己の考えを広げ深める活動など、学校の授業において実施する内容を重点化するほか、家庭等との連携などを図るとともに、学校の授業以外の場での学習状況を適切に把握し、必要な場合には個別の指導を行う等の配慮を行ってまいる。ICTを活用した家庭学習のための環境整備として、令和5年度までに予定していた学習者用端末の1人1台環境の整備を前倒し、今年度末までに整備してまいる。また、現在各校4台程度の無線アクセスポイントを8月頃から順次全ての教室に設置してまいる。今後想定される感染拡

大の第2波に備え、家庭でのオンライン学習環境を整備するため、就学援助世帯等へのモバイルルータの貸与を9月頃から順次予定している。これら環境整備をすすめるとともに、6月下旬からは、教員を対象に双方向のオンライン学習についての実技研修を実施してまいる。

学校行事の取扱いについては、各学校(園)行事のそれぞれの意義や必要性を確認しつつ、年間を見通して実施する行事を検討し、実施にあたっては、開催時期、場所や時間、開催方法等について十分配慮する。入学(園)式は、各学校園の実情に応じて、6月15日～30日の期間に実施とする。「入学(園)を祝う会」等の取組を行う学校園もある。

修学旅行・泊を伴う行事については、令和2年9月1日より、感染防止対策を講じたうえで実施も可とする。

運動会は、原則2学期に延期し、クラスター発生リスクの3条件が重ならないよう、実施内容や方法(半日開催など)、開閉会式での整列・応援・保護者等の参観・昼食場所等について工夫し、保護者等も含め、基本的な感染症対策を徹底してまいる。今年度は、「組体操」は実施せず、接触する競技や演技(騎馬戦等)についても原則として実施しないこととする。

各種学力調査の実施については、今後の感染症拡大による学校休業などにも配慮しつつ、本市独自の各種学力調査については、国による「全国学力・学習状況調査」や「大阪府中学生チャレンジテスト(3年)」が中止となっている実情等も踏まえながら検討する必要があると考えている。

「大阪市小学校学力経年調査」については、子どもたちの学力状況の把握を目的として実施日の延期や出題範囲の調整等の工夫を講じることで実施に向け検討を進めている。具体的には、今年度末に子どもたちに結果を返却することから逆算して、ぎりぎりとなる1月の実施に向け業者と調整している。「大阪府中学校3年生統一テスト」および中3生対象の「大阪市英語力調査」については、実施に向け検討しているが、進路指導への配慮が必要な中学3年生の授業時数確保が最優先であると認識しており、今後の感染状況や国の動向をみて判断してまいりたい。それに伴い、現在契約準備を進めている事務遂行については一旦中止したいと考えている。大阪府中学生チャレンジテスト(1・2年生)及び大阪市版チャレンジテストplusにつきましては、現時点では実施予定となっている。

実際に授業を実施する時の配慮について、すでに可能な限り教壇から座席までの距離を空ける、座席間の距離も空ける等、ソーシャル・ディスタンスの確保に努めている。休み

時間毎の手洗い、換気の時間を確保し、「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル第3版」を遵守するよう各校に周知している。飛沫感染防止の観点から教育委員会でフェイスシールドを購入し、各校園の教職員・児童生徒対象に配付している。日に日に暑さも増し、熱中症の方もかなり心配な時期になってきたが、健康面に十分配慮をしながら、限られた場面、特に感染リスクが高い活動等に担当等が必要に応じて装着を指導するよう通知している。また、教職員についても状況に応じて適宜判断するよう合わせて通知している。

体育・保健体育科の授業については、健康診断が未実施の場合、前年度からの引継ぎ等により健康状況を把握し、保護者との情報共有を各校で丁寧に進めている。授業前後の手洗いを徹底し、更衣場所については、複数の場所を使い、時間を区切るなど、可能な限り分散して進めてまいる。マスク着用による身体へのリスクを考慮して体育の授業におけるマスクの着用は必要ないが、感染リスクを避けるため、児童生徒の間隔を2m以上確保する。また、運動不足の児童生徒がいると考えられるため、十分な準備運動、負担の少ない運動から取り組むなど、事故予防に配慮してまいる。体づくり運動、柔道、ラグビー、サッカー、ダンス等、密集する運動や身体が接触する活動はすぐには実施せず、段階的に実施するよう今後改めて各校に示すマニュアルにて周知していきたいと考えている。

水泳指導について、今年度は7月1日以降に、更衣を含め三密を避ける上での児童の発達段階や指導内容を考慮し、小学校5年生以上で実施としている。また、合同授業を実施しなければならない場合は、2クラスまでとしている。児童生徒の間隔を可能な限り確保し、向い合わせ等にならないように工夫し、会話等をしないよう指導を徹底するようにしている。「感染リスク」を心配する児童生徒や保護者がおられる場合については、強制にならないよう配慮するとともに、入水できなかった場合の授業及び評価の取扱いについても、児童生徒に不利益が生じないよう配慮している。

部活動については、通常授業の再開（6月15日）に合わせて、学校内の活動に限り可としている。また、6月29日から、例えば近隣の河川敷や公園でのトレーニング等校外での活動、さらに、7月11日から公式戦を含む対外試合、合同練習会等の実施を可能とし、段階的に取扱うこととしている。実施にあたっては、「新しい生活様式」を踏まえ、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することとしている。また、密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする感染リスクの高い活動の実施は慎重に検討する必要があるため、当面は、

生徒が密集したり、相手と一定時間身体接触したりする対人練習(ラグビーのスクラム、バスケットボールの1対1、柔道の乱取り等)は避ける。また、吹奏楽や合唱等においては、原則として少人数のパート別練習での実施としている。

参考としてこれまでの通知を、前回の5月28日以降の部分を網掛けとして追記している。

質疑の概要は次のとおりである。

**【平井委員】** 中学3年生の生徒は高校受験を控えています。学校は、授業時間の確保でかなりご苦労されていると思いますし、実際、かなり授業の中身を精選されると思うのですが、受験をするときに不利にならないようご配慮いただきたいと思います。特に、試験範囲が例年通りでよいのかということもあるし、府立高校の場合はかなり難易度の高い問題も出題されています。設問によっては完全に教科書レベルを超えてしまっているものもあるし、こういう国難ですから、それに対して高校入試の範囲であるとか、あるいは設定方法とかを一度検討していただけないかと思います。

同時に、第2波が起こることも可能性としてあるわけで、その場合にやはり保護者の観点からすると、自分の子は高校入試を受けられるのかなとか、進路保障はどうなるのかという不安が生じるのは至極、当然のことです。今後、どうなるか分からないとはいうものの、説明責任が果たせるような準備をしていただきたいというのが2点目。

最後に、休業中の子どもたちの自宅での学習ですが、大量に与えられた課題をこなし切れず、見かねた保護者が必死に対応しているというようなことも耳にします。また、オンラインを活用して授業を配信するなど、学校も懸命に努力してはいるものの、児童・生徒はというと何時間ももたないということがあります。肝心なことは、現状の子どもたちの学力到達度がどれくらいかをきっちり学校で把握した上で、それで指導内容を精選することだと思うのですが、再確認の意味で、よろしくお願ひしたいと思います。

**【森末委員】** まず確認をさせていただきたいんですけど、4ページです。4ページの表で、本来の授業日数と実際の授業日数と、こう書かれていますね。3・4月は0日、0日、5月も0日で、6月は17日とありますけれども、7月以降は、当然これは予定ということで、実績ではないですね。そういう意味ですね。だから、もちろんこれでまた休校とかになったら減っていくものだと、そういうことでいいんですね。

それから、その次の5ページで、授業時数確保のための工夫ということで、週当たりの授業時数の増加となっていて、括弧して週30時間とありますね。これは30コマということ

ですか。基本的に、という意味ですか。60分で1時間じゃないですよ。

【福山首席指導主事】 標準授業時数は週当たり29コマになっておりますけれども、ここにプラス1コマ、小学校で45分、中学校で50分の1コマを、全市一斉の取組として増やす、ということでございます。

【森末委員】 そういう趣旨ですね。だから29コマを30コマにすると、こういうことを意味したかったんですね。そういうふうには読めないんですけども、そういう意味ですね。それからその下で、1コマ40分小学校。45分中学校に短縮した上で、圧縮して授業時数を7時間授業を実施すると。通常6時間を7時間にすると、こういう意味ですか。

【福山首席指導主事】 そういう意味でございます。

【森末委員】 そうすると、それが月から金までいくと5日間ですけど、それは大体29だから1つ減っていくにしても、6コマを7コマにするから、1.12倍ぐらい、こうなるんですね。そうすると基本的に左で見ている、これから休校なく行っても81%程度はとても追いつかないということではないですか、そこは。

【福山首席指導主事】 中学校3年生ですと、授業日数が172日という想定になりますけれども、これを毎日6時間授業したとすれば、計算上は1,000時間になるんですが、そこから様々な学校行事等々を減じますと、普通では800時間ぐらいしか取れないという想定でございます。そこに週の1コマプラスでありますとか、土曜授業、7時間授業、7コマ目の授業の実施等々を積み重ねて、できる限りの授業を確保していくという趣旨で取り組んでいくところでございます。

【森末委員】 そうすると、ここで表現されている81%、172日とかいうよりも、授業をする時間というか、コマとしては、かなり接近するということをしようと考えているということですか。

【福山首席指導主事】 標準授業時数は1,015時間ですが、そこに到達するためには児童・生徒にも教員にも、相当な負担も強いることになりますので、そこはできる限り授業時数を取りつつ、2つ目の四角、2段目にありますように、学校でしかできない授業と、学校以外、家庭でできます個人でできる学習内容、これを区分しまして、学校でしかできない内容を重点的に学校の授業の中で取り扱おうと。それ以外のところは家庭の協力を得て行った上で、両方の学習内容の定着度合いを見ながら進めていくというようなイメージでございます。

【森末委員】 抽象的にはそれでいいんですけど、先ほどおっしゃったことから考えた

ら、172時間で一千何コマとかあるんだけど、その部分から普通よりは行事を減らして授業を増やすと、こういうことですね。それプラス、あとそれでも追いつかないから、その分についてはインターネットを使ったり、ICTを使ったりしてやると、こういう趣旨ですね。

【福山首席指導主事】 はい。

【森末委員】 それから次に、土曜授業の実施を増やすとなっていますけど、私立の中学校とかでしたら、土曜日はずっともうやる状況になって、授業時数を追いつこうとしているのも聞いたことが、実際にうちの子どももそうですけど、公立の場合、なかなかそれができないということでしょうか。

【福山首席指導主事】 土曜日に授業をしますと、教員の勤務が発生するというので、その教員の土曜日の休日の振替をしないといけないので、どこかまた改めて平日のどこかで教員が休まざるを得なくなってしまうので、なかなか土曜日、全ての土曜日で授業を行うというのは、勤怠の関係から難しいというふうに考えております。

【森末委員】 あくまでそれは大阪市側というか、教員側の労働日数を増やしたりすることの難しさによるものかということですか。それとも受けさせる家庭のほうの問題を考えて、ということではないですか。

【福山首席指導主事】 教員の勤怠の問題と、それから子どもたちの負担でありますとか、その他これまでの習い事等もあろうかと思っておりますので、その辺の兼ね合いも踏まえて一応目安としては5回以上、というふうにしております。

【森末委員】 もう1点、今後第2波というか、第2波が来るかどうかは別にして、例えば学校でコロナの患者が1人出ましたと、生徒がね。しかも無症状で熱もないという状況になるときに、原則どうするかというのは、今述べられますか。

【渡瀬指導部長】 児童・生徒が感染者と判明した時点で、一旦学校は全体休業します。その上で消毒を行い、そして濃厚接触者の確認を行います。その上で、その特定したクラス、その当該生徒のクラスを、感染が判明した日から2週間、一応学級休業するというような形で、今、原則マニュアルにはそういうふうになっております。

【森末委員】 それがいいかどうか、その議論が本当はあるところなんですね。1人出て、学校全体を2週間最低休むと、そういうのでまたかなり遅れてしまうという問題があって、それをICT、インターネットで補うのかどうかという問題もありますし、もっと言うと、クラブ活動で対外試合もいずれ解禁になったときに、そこでその生徒が1人なっ

たときに他の学校はどうするのかとか、いろんな問題が起こるんですね。

もちろんコロナはとても怖いんですけども、とは言いながら、恐れ過ぎたらあかんと  
言うともた語弊があって難しいところですけども、バランスがとても難しく、1人出  
たらもう全部閉じてしまって2週間絶対にパッと止めると。またやって、また出たら止め  
るとなったらもうボロボロになるので、そのところは踏ん切りもいるのかなと、個人的  
には思っています。

とはいいいながら、それで責任を取るのがなかなか難しいところがあって、難しいでしょ  
うけど、そのところも本当にもっと議論を詰めて、本当にそこまでやらないといけない  
のかということも含めて考えないと、閉じれば楽なのは楽です。閉じて2週間、学校とし  
ての管理責任としては楽ですけど、そうすると、その分どんどん遅れていくとどうするの  
かという話になってきますので。市民の方々もコロナが出ているのに学校に行かせるのか  
とかいう声もあって難しいんですけど、そこについては、本当に腹を据えて考えなければ  
いけないのかなと思っています。

この間、いろいろ通知等を出していただいて、正直、教育委員会すらこの密を防止する  
ために開かれていなかったのもうお任せするしかなかったんですけど、今後について  
は、これは大事なことになるので、教育委員会での議論を深めさせていただいて決めていくよ  
うに、時間という問題もありますけど、お願いしたいと思います。

**【渡瀬指導部長】** 学校休業、学級休業ですけど、ちょっと今、表現を間違えまして、  
発症した、感染した場合、陽性となった場合、遡っていわゆる発症、発熱したときですね、  
そこから数えて2週間ということですよ。ですから、例えば発熱して何日か様子を見ます。  
これはPCR検査を受けなくてはならない。PCR検査を待つ期間、それからPCRを受  
けて結果が出る期間、そうすると今の流れでいくと1週間程度になってしまう。とすると、  
あと学校・学級休業は、感染が判明した時点から考えたら2週間もない、1週間強ぐらい  
の間なんですけども、委員ご指摘のように、そこで数字で縛ってしまって、これから何回  
も何回もとなると、そのクラスだけとか学年だけ、学校全体がもう前に進まないという懸  
念もありまして、国のほうも特段数字を出していないんです。ですから、その辺りは検討  
していかないとということで、担当内では今話をしているところです。専門家のご意見も  
伺いながら、その辺りを詰めていきたいと考えております。よろしいでしょうか。

**【森末委員】** 大体分かりました。はい。

**【巽委員】** 森末委員とちょっとかぶるところもあるんですけど、前回私は、もし感染

者が出たらどうなりますかという質問をさせていただいて、土曜日で行える、学習できる場所は、というところだったんですけど、やはり土曜日、そうでなくても土曜日の授業の実施を増やすということで、それに加算して、また土曜日の授業を2週間分、コマ数でいうと結構かなというふうに思うんですけど、具体的に数値を出したら、これは可能なのかなというようなところを思いまして、それこそまた違う時期に同じ学期にもう1回出たということになると、本当に果たして、閉鎖して検査してということがいいのかなというように、ちょっとほかの策というか、実際に無いにこしたことはないんですけど、あったときの対応というのを具体的に考えていったほうがいいのかというふうに思いました。

本人はそうなんですけど、例えば親族、生徒の親族とかが感染した場合はどうなるのかとか、濃厚接触者とか、そういったケース・バイ・ケースで例を挙げてもいいのかというふうには思いました。

あと、私のほうも、今現在子どもたちがフェイスシールドというの配られまして、透明の非常に軽くていいやつなんですけど、それにマスクをしているというような状態で受けているんですかね。そうですね。私も指導者としてフェイスシールドをしてマスクをして、大きな声を出して1時間半、レッスンとか指導をしたんですけど、もうとてもじゃないですけど、暑くて、ちょっとクラクラしてほんとうに何か手をつかないといけないぐらいクラクラとしてしまったんですね。これからもっともっと暑くなりますし、生徒さんはそんな大きな声を張り上げないのかもしれないですけども、教員の方とか、例えば部活動でもやはり大きな声を出す、危険を伴うことをやったら注意もしないといけませんし、そういったときに、教職員の方の健康管理というか、安全というのが私自身ほんとうにクラクラとしてしまったので、大丈夫かなというふうに感じました。

そこから、ちょっとフェイスシールドを私はやめまして、ここのもう鼻と口だけの透明のやつ、それもちょうと空間があって、非常にそっちは呼吸がしやすく、使い勝手が良かったので、個人的にはそういったもので代替をしたというような、ちょっと紹介だけさせていたきたいと思います。

あと、これは個人的なことになるのかもしれないんですけど、この間、自粛期間も家庭学習というのは、各学校によって多分ボリュームが違ったと思っています。一律ではなかったですね、今回はすごく多かったんですよ。家庭学習がすごく多くて、ただこれが家庭学習、共働きでどこまで責任があるのかなと、漢字とかも新しい漢字1つやるにしても、学校で習った漢字を宿題でささっとやるのと、全然書き順も分からない宿題というのは、

ものすごく時間がかかって、親もやっぱり低学年やったらずっと付きっ切りにならないといけないし、もうとてもじゃないけど在宅勤務なんかできるようなものじゃなくて、プレッシャーもあったんですけど、これがもうありきとして次に進むのか、もう一度振り返ってもらえるのかというので、ちょっと親の負担というのも変わってくるのかなと。何人かとちょっと話をしたんですけども、ほんとうに泣きそうだ。医療従事者の方なんかは、もう子どもなんか見れていないと。見れていないから子どもは学校でもう一度ちゃんと学び直してくれるのかなというように、ちょっと不安もあったんですけど、その点はどんな感じになるんですかね。

**【福山首席指導主事】** 今、異委員からご指摘ありましたが、先ほど平井委員のほうからもご指摘があって、非常に課題が多かったというような声も、私も近隣の保護者の方から聞いております。その課題を与えて、与えただけでもう次に進みますよということは、これはできないわけですし、きちんと家庭学習でやった内容の定着度合いを、今、この分散登校期間中でありますとか、学校再開しておりますけど、今この始まった段階で子ども、児童・生徒の定着度合いを確認した上で、今後の授業計画を立てるというふうに指示しておりますので、もう課題でやったから次にいきますよ、ということはないというふうにご安心いただけたらと思います。

**【異委員】** ありがとうございます。なかなか学校やったらチャイムが鳴って、ちゃんと着席してなんですけど、皆さんのお子さんは優秀かもしれないんですけど、なかなかやっぱり机につくまでが、家やったら大変、これはほんとうに大変で、そこから勉強に向かうというところまでもっていくのがほんとうに大変で、子どもたちもやっぱり家庭で自由にしたいところを、頑張ってみんな宿題していたと思うんですけど、ほんとうに周りの聞く話では、また、おねしょという症状が出てしまったり、帯状疱疹が出てしまったりとか、そういったものも聞いているので、ちょっとやっぱり子どもたちも負担やったし、親の協力も結構大変やったかなというふうに思います。また、フォローのほう、よろしく願います。

**【大竹委員】** ちょっと観点が違うんですけども、別紙3の学力調査の実施ですね。これは、それぞれの要件によって、授業時間数の確保だったり、あるいはまだそのときの状況によって、中止もあり得るということですね。この結果を使って、例えば内申書に反映するとか、そういうような中止をしても問題がないようなテストなんですか、それともそういったような結果を見て、また授業に反映をするという意味では、やっぱりやるべき

ものなんですかね。

こちら辺の学力調査の実施についての、その反映の仕方が、次の教育指導法に何か関わるのであれば、やっぱり万難を排してやらなくてはならないものはやらなくてはならないと思うし、そうでもなければ、今回見送るというのもあるんですけども、そのへんは、それぞれのこれだけ今、7項目ですかね、何か計画があるんですけども、そういう面ではどういうふうに見たらよろしいんでしょうか。

**【福山首席指導主事】** 2番の小学校のいわゆる経年調査につきましては、各児童の学力の定着度合いを学年ごとに測っていきますので、これは子どもの学習の定着度合いを年度ごとで見ていくということで、個人に関わることで、これは何らかの入試に関わってくるようなものではなく、個人の学習状況を把握するということになっております。

4番は、中止になりましたけれども、中3生のチャレンジテスト、これは大阪府の公立高等学校入学者選抜の評定のルールを決めるためのテストという一面を持っておりまして、今回、中3チャレンジテストが中止になったことで、評定の公平性をどう担保するのかということが、今回、今の状況ではない状況でございます。しかしながら、今月中には府教委のほうで、何らかの統一ルールを示すということですので、それに基づいて大阪市も当然やっていくこととなりますので、公平性は担保されるのかなと思っています。

あわせて、この6番の中3統一テストでございますが、この府のチャレンジテストが学校ごとの評定の平均を決めるという、いわゆる団体戦の統一テストの統一ルールになっておりまして、一方、大阪市が独自でやっています統一テストにつきましては、個人戦です。個人の評定を担保するためのテストになっておりました。したがって、今回間もなく発表されるであろう府の公立入学者選別の統一ルール、これを見まして、大阪市の生徒も評定についての公平性が担保されるということであれば、統一テストは必ずしも実施しなくても、公平性が担保されればいいのかと思っていますが、それは統一ルールを見てからの判断になろうかと思っています。

英語の部分につきましては、英語の4技能についての個人の定着度合い、学習してきた内容がどこまで定着しているかということですので、これは個人の英語の力を測るものでして、入学者選抜等に影響するものではない、ということでございます。

**【栗林委員】** ちょっと方向が違う発言で、この資料とは直接関係ないかもしれないんですけども、この間、これを見させていただいても、3月、4月、5月と授業ができなかったというようなことがあって、我々も大学で授業をしているわけですけども、同じよ

うな経験をしてきました。会議も同じようにできないというような中で、どうするんだと。要するに時間を無駄に過ごすわけにはいかないということがございますので、1年、先ほど来も1,000時間云々というような森末委員のお話でも分かるように、中身をやっぱりこなしてあげないと、その学年の生徒さんには気の毒なことになるんだと思うんですよね。

大学の学習も、私は学生に対する学習の保障は何より重要だということを言って、卒業式もできませんでしたけど、入学式もできなかったんです。けども、文書を配って保障はするから君たち心配するなということをお願いしつつ、ファカルティ・ディベロップメントをやって、それでICTでオンラインで授業をするということを、当初、国も5月の連休明けまで休みだと言っていたので、そこまでにやればいいんだろと思って、そこまではとにかくやろうじゃないかということで導入しました。

教員もそうすると資料も全部、全く別につくらないといけないんですよね。みんな、半分徹夜だったと思います。徹夜だったんだけど、5月の連休明けたら今度は非常事態宣言が出されて、当分5月末まではアウトだということになったので、もう前期は全部オンラインでやるということを決断して、教員が文句を言っているのが聞こえてきましたけど、何ていう学長だというようなことを言っている声が聞こえてきましたけど、そういうファカルティ・ディベロップメントをやると、300人ぐらいそれをアクセスして聞いているんですよ。うちの大学教員が全部ですよ。文句を言っているくせに、ちゃんと聞いてやっぱり学生には保障しなくてはいけないということだけは分かっているということで、多分、徹夜に近いようなことでやっていたと思うんですけど。そういう保障の仕方というのは、僕は松井市長がタブレットを配るんだとおっしゃったのは、そういう趣旨かなと思って聞いていて、ただ先生方皆さんが、そういう教材を作るのが大変だし、そういう何か研修みたいなものがなければ、なかなかできないだろうとは思っていますので、ただ、学習保障をするという観点では、こうしたときには、先ほど来もあるように、第2波、第3波、昨日国立大学協会の総会があったんですけど、学長の京大の山極さんも言っていたけど、東大の五神さんも同じことを言っていました。必ず第2波、第3波が来ると。これは避けようがないと。そうしたら、避けようがないのは分かっているんだから、どうしたらいいかということを考えるのが大学の使命だろうと、みんな同じことを言っているんですよ。

教育現場も私は同じことかなというふうに思っていて、やっぱり校長先生によって決断が違うとか、あるいは教育委員会の指示があって云々というようなことが、ひょっとしたらあるのかもしれませんが、そういうことをやっぱり積極的に、大都市圏からタブレッ

トを配るんだから、そういうことを、まだ届いていないところがひょっとしたらあるのかもしれませんがけれども、届き次第、取り組んでいくというのは必要じゃないかと。デジタル化というのは、もう教育の現場から避けることはできないというのは、大学に勤めている者の共通の認識だろうと、私自身は思っているものですから、子どもたちに不利益を与えてはいけないという観点に、やっぱり私たちみんなが立って、保障の機会をつくっていかなくてはならないんじゃないかと。先ほど来おっしゃっているように、時間は保障するというのは1つの考え方ですけども、中身を何とかして保障してあげないと、ということも、工夫の余地があるんじゃないかと思いましたが、また参考に。私は余計なことを言っているかもしれませんが、どの程度そのタブレットやなんかが配布されているかということ十分に認識していないで申し上げているので、またそういう状況がきましたら、できるだけ早くに学習保証にそういうものを利用していくという考え方は大事じゃないかなと。

やっぱりコロナウイルスというのはウイルスにすぎませんが、これはおそらくスペイン風邪と同じことで、多分このことをきっかけに世界でも何かが変わっていくんですよ。そのことをやっぱり敏感に捉えて、大都市圏から手当てできることをやっていく必要があるんじゃないかなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**【福山首席指導主事】** そのICT機器のことでございますけれども、学習者用端末1人1台は今年度中に整備していき、学校でのオンライン学習ができるような環境整備もできる限り早く進めていくということで、夏休みあたり、8月ぐらいから順次アクセスポイントの設置だとかをしていく予定にしています。

今おっしゃられました、オンライン学習につきましても、学校によってやっぱりできる先生がいる学校と、詳しい先生ですね、ICT活用に詳しい先生がいる学校と、そうでない学校で差ができてはいけませんので、来週あたりから双方向通信ソフトを使ってのオンライン学習に向けた先生たちの研修会、これを順次やっていきまして、各学校1名ずつ参加してもらって、双方向通信ソフトの活用についてまず研修してもらおう。それを学校に帰って実際にやってもらおうということで、どこの学校でもオンライン学習ができるように順次整備、研修なり環境整備をしていっているところでございますので、第2波が来るとか、各学校ごとで臨時休業になったときには、オンラインを通して学習、学びの保障をしたいというふうに考えています。

**【山本教育長】** この間、ほんとうに先生方とあまりこういった形で話をするに至

りませんでしたので、こういった学校が閉じるというような前代未聞の出来事、全国的な流れの中でやりましたけども、学校の休業については、大阪市が全国いち早く対応いたしまして、この間も市長とのお話の中ではやはり9月入学というような制度についての議論もございました。ただ、私は、必ずしもすぐに9月入学という部分の制度に替わるということじゃなくて、まず、今学んでいる子どもたち、児童・生徒の今をどう対応するのかと。いったときに、今いろいろお話がございましたように、第2波、第3波がないことを前提としてやるような事はむろんやらなければいけないけれども、あることを前提にしてのことも並行でいかないと、また12月、1月が来たときに、大きく広まったときにどうするんだという形は、危機意識について、これは市長とは共有しております、また改めて私どものほうで持っています様々なオプションといたしますか、こういった場合にはこうしていきたいといったようなものを、また先生方とちょっとお話もさせていただいて、どこかで、必ずしも未知の世界でするのでどうなるかということが確定はしませんけれども、非常にやはり危機管理で皆シビアな見方と、ある程度順調な見方の幅の中で、どのような今後のことが考えられるのかということについて、また市長も交えてお話をするような場面もどこかで考えながら、発信といたしますか、今の子どもたちをどのように考えていくのかということと、それから中長期的な子どもたちの学びの確保、安心安全の中での命、健康の安全と、それから子どもたちの学習環境の安全、学習環境といたしますのは、ちゃんとした到達度を確認して、次へ送って行ってやるという意味での安心感、この2つがコロナの中になかなか両立しないというのが一番大きい、我々のあれなんですけども、最大限両立し得るような安定に近いような学びの場のためにはどんなものが必要なのか。それからそのためには、学びの部分以外に例えば保育との関わりですとか、あるいは義務教育と高等・中等教育との関わりをどう考えていくのかといったところも含めて、議論をしていかなければいけない課題が多々ございますので、また、順を追って議論をちょっと積み重ねをさせていただいて、どこかでまた市長も交えたような形での議論というものもさせていただかないと、なかなか頼みでこれからのことを考えていくというのは、またいろいろなことで大変危険かなと思っておりますので、そのあたりについてのいろんなご指導もまたよろしく願いいたしたいと思っております。

それでは、十分いろんなご意見をいただけたと思っておりますので、ちょっと事務局のほうでも、もう一度これを十分咀嚼して、具体的な対応も含めた検討に進んでいきたいと思っておりますので、またよろしく願いいたしたいと思っております。それでは、この件については、以上

とさせていただきますと思います。

議案第54号「大阪市立学校管理規則の一部を改正する規則案」を上程。

渡瀬指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

【渡瀬指導部長】 改正の具体的な内容は、ページ番号2から4に記載しており、3ページに学校管理規則の一部を改正する規則案、4ページに参照として、削除する箇所を棒線で、改正内容を太字で示している。改正の理由は、本市では令和2年2月29日より新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、幼児、児童、生徒の感染予防の観点から、大阪市立全学校園について臨時休業としている。その後、政府等により大阪府は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象地域から解除されたことを受け、臨時休業措置は令和2年5月31日をもって終了し、6月1日から学校を再開している。この間の児童・生徒、教職員の負担を勘案しつつも、臨時休業期間中の登校日を設けるなど、学習の機会を一緒にするという取組を講じてまいった。

しかしながら、学校再開にあたり、臨時休業期間中の授業補填のため、長期休業期間の短縮を行い、令和2年度に必要な授業日数を確保する必要があることから、規則の一部を改正するものである。

次に、2、改正の内容といたしましては、令和2年度に限り、大阪市立小学校と中学校の夏季休業期間を7月21日から8月24日までであったものを8月8日から8月24日に、冬季休業期間を12月25日から翌年1月7日であったものを12月26日から翌年の1月6日に変更したい。施行期間は公布の日としている。高等学校については、各校において校長が必要と認めるときは、教育委員会の承認を受けて休業日を授業日とすることができる。市立幼稚園につきましては、体温調整機能が十分ではない幼児、子どもへの健康面での影響の懸念や、幼稚園教育は教科等により教育課程が編成されるものではないという点を考慮し、管理規則どおりの休業期間を予定している。

なお、昨年12月17日に、大阪市立学校・園における令和2年度の休業日の設定について報告している。令和2年に限り7月20日を休業日と定め、7月17日に始業式を行う案については、今回の規則改正の理由も踏まえ、小学校、中学校は通常どおりの授業日としたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 こういう形で夏季休業と冬季休業を変更するということですね。今、附

則で改正されて、ちょっと関係ないんですが、前は、平成21年度に短くしているんですよ。何かあったのか覚えていないですか。要するに附則4項を平成21年度の特例を変えて、令和2年度の特例にしましたね。平成21年度もかなり縮めているというのは、何かあったんですかね。

【弘元初等・中学校教育担当課長】 平成21年は新型インフルエンザが流行した年でございます。そのときにこの附則を作りました。

【森末委員】 それと同じようなことですね、了解しました。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第55号「大阪市立高等学校学則の一部を改正する規則案」を上程。

川阪総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

【川阪総務部長】 大阪市立高等学校学則の第2条の表中に、「大阪市立桜和高等学校」を追加し、設置学科は「教育文理」といたしたい。次に、収容定員を定めている第9条の表中に、「大阪市立桜和高等学校」を追加し、収容定員は240人といたしたい。改正の理由については、桜和高等学校は、教員をはじめグローバルな視点から、教育に係る様々な課題に対応できる人材の育成を目指すことを目的とし、中央区の南高等学校、西区の西高等学校、北区の扇町総合高等学校を再編整備し、令和4年4月に扇町総合高等学校の校地に開校する学校である。先般、5月27日の市会において、大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例案が可決されたことに伴う規則改正であり、施行期日については、令和4年4月1日といたしたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 校舎の工事は、どんな感じですか。

【大西首席指導主事】 順調に進んでおります。

【森末委員】 もう着工に移すので、潰しているという話ですか。

【大西首席指導主事】 今ちょうど解体している最中ぐらいです。

【森末委員】 そうですか。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第56号「令和3年度大阪市立水都国際中学校及び咲くやこの花中学校入学者選抜方針」を上程。

川阪総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

令和3年度の水都国際中学校の入学者選抜の実施については、1に記載のとおり、この方針に基づいて水都国際中学校長が行ってまいりたい。次に、2の入学者選抜に出願することができる者は、①令和3年3月に小学校もしくはこれに準ずる学校を卒業する見込みの者、②児童本人及び保護者が、出願時点において現に大阪市内に居住しており、かつ令和3年4月1日以降、引き続き大阪市内に居住することが確実であることとしている。また、海外の教育施設に通学している者で、入学日までに大阪市内に居住し、かつ令和3年4月1日以降、引き続き大阪市内に居住することが確実である者としている。募集人員は80人であり、選抜は、検査、適性検査Ⅰ、適性検査Ⅱ、面接により実施し、合格者の決定は、検査により高い適性を示した順に80人の合格者を定めることとしている。その際、同点者がいる場合には、適性検査Ⅱ、適性検査Ⅰ、面接の順で得点の高い者を合格者とする。適性検査Ⅰの問題は、表現力、思考力を見ることを主眼としており、適性検査Ⅱの問題は、水都国際中学校が、自ら課題を発見し、解決することを目的とした課題探究型の教育活動を中心に行う学校であることから、物事を多面的に深く思考し、論理的に表現することを主眼としている。面接は、志望動機や興味・関心などについて、グループで行ってまいる。日程は、出願日は令和3年1月5日の火曜日と6日の水曜日、検査日は1月23日の土曜日と24日の日曜日、選抜結果に基づく合格発表日は1月30日の土曜日に設定している。以上の選抜方針の内容は昨年度と同様の内容である。次に、咲くやこの花中学校の選抜方針についても、昨年度と同様の内容となっており、出願日、検査日、合格発表日は水都国際中学校と同じ日となっている。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 この2つの学校、入試問題の適性検査Ⅰは表現・思考力ですね。学習指導要領が改定されて「判断力」が入っているので、思考、判断、表現とされたほうがよいのではないのでしょうか。

【川阪総務部長】 検討してまいります。

【山本教育長】 今の平井先生のご意見は、ここの方針自体を変更するのか、方針自体は「表現力、思考力を主眼とする」という表現で良くて、そこに「判断力」というものも

教育委員会のほうで作成段階で加味するのか、どちらになりますか。

【平井委員】 入れられたほうがよいと思います。

【山本教育長】 そのへんについては、改めてまた提出されるのか、ここで「判断力」という形を入れる形になるのであれば、変更の上、決定いたしますし、どちらでも結構ですけども。

【民部学事課長】 選抜方針につきましては、今後の事務決定の関係がございまして、本日、決定する必要があるというふうに考えておりまして、ご意見をいただいた点につきましては、来年度以降に「判断力」というのを入れていくような形でできるのか、それとも今年度の検査からということですか。

【山本教育長】 実務的な日程の議論というのは二の次であって、内容的に見たときに今のご意見で「判断力」というものを加味したような問題構成を、事務局として行っていくのかどうかがあるのであれば、ここでもう文言を訂正されたらいいんじゃないですか。

【民部学事課長】 ご意見をいただきましたので、「思考力」の後に「判断力」を加えた形で方針のほうを改めてまいりたいと考えております。

【山本教育長】 表現力、思考力、そして判断力というのも、ちゃんと加味した形でしていただくという形で、その部分を訂正するというところでよろしいですか。

【民部学事課長】 はい。

【森末委員】 水都国際と咲くやこの花で、検査日を同じにしていますよね。これは変えることはそもそも不可能なのかどうかという点は、そのへんはどうですか。

【大西首席指導主事】 水都国際と咲くやを含めまして、実は府立のほうにも1つ公立の中高一貫校が富田林にあるんですけど、そこと検査日を同じ日に合わせるということで、富田林は土曜日だけなんですけども、揃えております。

【森末委員】 それは大阪府の教育委員会の指導ということではないんですか。富田林も含めた、3つの学校で一緒の日にしてしようと思ったと、そういう趣旨ですか。

【大西首席指導主事】 教育委員会同士のやり取りでというのはあるんですけども、基本的に公立の中学校ですので、併願とかをされて辞退とかが起こってくると非常に煩雑になりますので、受検は1校だけという形で考えております。

【森末委員】 一方では、違う日にしたほうが、より適性の高い子が採れるということもないわけではないんですけど、それはそうすると辞退者が増えたりして難しいので、同一日にすると、こういうことですね。

【大西首席指導主事】 はい。

【山本教育長】 事務局の判断としては、おのおのの学校の6番の表現力、思考力については「判断力」というものも加えた上で、差し替えるという形でよろしいですか。

採決の結果、委員全員異議なく、原案について一部修正を加えたうえで可決。

協議題第13号「大阪市教育振興基本計画について」を上程。

川本政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

【川本政策推進担当部長】 昨年度、振興基本計画の中間見直しということで一部改正を行い、新たな課題、取り組むべき施策について修正を行った。本来、今年度末に計画の終了を迎えるため、今年度、改定作業をしていくべきところであるが、現状、新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴い、令和2年2月末から5月末まで学校が臨時休業し、今後、本年度は十分な取組ができていない施策が多数あるため、感染状況を注視しながら補填に注力をする必要がある。それとともに、感染状況の収束後を見据えた教育活動を検討するという必要となっている。また、全国学力・学習状況調査、体力・運動能力、運動習慣等調査も中止となっている。こうした状況を踏まえ、この学力テストは、教育振興基本計画の19の指標のうち、12の指標で評価に活用しているため、計画の検証や、こういったところに課題があったかというところの判断に活用しているが、これが本年度できないため、策定作業にも大きな影響がある。それと、今日、説明があったように、授業が遅れているという状況があるため、一部は施策のところを見直しながら、この授業の補填を最優先に行っていくということが必要となっている。こうした状況のため、本年度策定作業を進めるといことは難しい状況であることから、計画自体を1年延長し、来年度策定作業を行っていくということを考えている。加えて、今年度から4ブロックで学校の状況把握を行って、きめ細かく支援をしていこうということがある。休校が長かったため、現状把握のほうはこれからであるが、4ブロック化に伴っての取組、それから現状把握をした上で、次期計画にも反映していく必要があるものと考えている。

それに伴い、現行計画の期間では第1ステージが前の計画、第2ステージが現在の計画であるが、中間見直しは令和元年に行い、その取組を令和2年に行っているところである。この令和2年末のところを1年延長した5年の計画ということにしたいと考えている。延長にあたり、来年度検討する新計画においては、安心安全のさらなる向上ということを課題とし、健康教育、いじめ・不登校、これらの問題についてさらなる施策を考えていく

ということが必要だと考えている。

スケジュールのほうは本日、教育委員会会議で協議をいただき、大阪市の振興基本計画は市長が定めるということになっているため、市長にも説明をしていきたいと考えている。

これに伴って、いろいろコロナ後を見据えた今後の教育施策も含めてになろうと思うが、総合教育会議のほうでこの振興基本計画を1年延ばし、新たな計画については令和4年度からということで意思の確認をしていきたいと考えている。

実際に1年延長するにあたり、振興基本計画については市会の議決を要することから、市会には12月または2月・3月に、12月に間に合えばかけていきたいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 延長するにあたって、今のこういう時期ですと、やっぱりここにも同じようなことが書いてありますけども、ICTを使ったいろいろな教育の仕方ですね。教育のやり方は、これから第2波、第3波が来たときに、そういう面では延長するときにも、その課題というのは織り込んで、ある程度のどのような検証項目をやるかということも含めて、それは追加するということがよろしいのでしょうか。

【川本政策推進担当部長】 実際に昨年度末につくりました中間ビジョンということで、ICTビジョンをつくりましたけれども、その修正も必要になっていますので、ちょっとこのタイミングで、振興基本計画自体を見直すか、ビジョンを見直すか、どちらかという形で、そのあたりの修正を行いたいと思います。

【山本教育長】 それは並行になるんですね。振興基本計画自体は、要するに安全安心の意味でのコロナを全く想定していませんでしたので、全くそういう意味でちゃんとコロナに対する対応と、学習の保障をというものをどううまくやるのかという観点で、じっくりと議論をいただくために、今の基本計画を延ばす。ところがICTというのは、逆にコロナが出てきたおかげというとちょっと語弊がありますけれども、ほんとうに具体化して莫大な費用もつぎ込んでやっていますので、それについては逆に振興基本計画の中の一部ではあるけれども、まさに特別なものとしての具体的な、何をどうやっていって、あと何が足りないのかということについても、今つくっていますスケジュールを込みにしたプランですかね。

【川本政策推進担当部長】 ICTビジョンです。

【山本教育長】 そのビジョンについて、振興基本計画と並んだものとして、あるいは

その中に入れ込むのかも含めて、もう一度先生方に見ていただいて、より明確で短期的なものとしてお示しをさせていただきたいと思います。

【大竹委員】 実際には、学校現場の中ではいろいろな授業をやったり、授業内容を工夫して行うので、できるならある程度短期的な指標的なものを、もし今できるのであれば、それに向けたことは早くされたほうが良いというふうに思います。

【山本教育長】 さっき先生方にいただいたご議論で、やはり今の今年の子どもたちをどうするのかということ、何ていうんですか、運任せじゃなくて、ほんとうにここまで詰めて考えるんだということも含めた議論と、そこには今やっていますICTの対応というのが密接に関わってきますので、そういう意味では、このスケジュール案の中で、一応12月まで形式的に引っ張っていますけども、この総合教育会議は、どちらかというと7・8月のどこかでやるようなイメージになって、あまりいいかげんな対応ではいけませんよということと、あと具体的に国のやつというのは、基本的にはICTの前倒しというのが一番大きい中身ですから、そこをほんとうに具体的にどういう観点を押さえて、現実のものとしてしっかりとキャッチしていくのかということ、それをあげた上で、そういうものの議論の中で、そういう現実的な対応も併せて、あとは感染症というものは今後の推移もまだ見定めていかなければいけない問題だし、非常に大きい問題で、要するに教育と社会の在り方全体についてのいろんな提案も含めて、やっていただかなければいけない問題という認識のもとで、もう少し落ち着いて、きちっと多角的な検討をして、1つの方向性を出した上で振興基本計画というものをつくっていく形になるので、少し令和3年度まで延びる形に計画はなりますけれども、そういったやや中期的な意味合いも、今の激変の中での中期的な意味合いも持った大きい意味での安全というものに力点を置いたような計画に、趣旨をちょっと差し替えていく形になろうかなと思いますので。ICTの場合には、それはもっと非常にリアルな問題ですので、そういう市長を交えた場面でも非常にリアルで具体的なものとしてご確認をいただくというような形になっていくのかなというのは思っております。

【大竹委員】 特に、先ほどいろいろ議題の中で議論が出ている家庭学習ですね。特に授業時間が足りないというところもあって、家庭学習のときにそういうようなものをどう使わせていくのかと、どういうような部分を家庭に任せていくというのは、非常に大切で、その議論を一度しておく必要があります。それぞれの家庭環境は異なりますし、それでできる子、できない子、じゃあそのできない子はどのように対応するのか、学校で全体とし

てやらない部分をどうするのかという議論はしっかりやっぱりしておかないと、今の6年生にしろ3年生にしろ、そこがやっぱり一番気になる場所ですね。

【山本教育長】 一応しつらえとしては、もう緊急的にやってお金もつぎ込んで制度でやったけれども、ある意味、家庭側の受けとめ方をちゃんと持って、ただそれは非常に難しいもので、まずは我々のほうからちゃんとしたオープンな形での必要性の発信をしないといけない。そこをちゃんと具体的な形としていくためには、次の振興基本計画の中でどういう形で地域や家庭との関わりを持って行って、新しい、非常に難しい状況の中の教育をつくる担い手自体が、ただ単に学校だけでは形づくれない。やっぱり家庭やら地域やら、あるいはその周辺のいろんな部分との関わりをつくっていかないといけないという意味では、従来の振興基本計画よりも、もう少し大きい観点も持ったような振興基本計画に変わっていくのかなと思いますので、その第一歩を、できたらこの夏の間のうちに、市長もお忙しい形になりますけれども、どこかで先生方とお時間が合えば、懇談というよりも、基本的には総合教育会議という形で大きくその辺りの問題意識を、教育委員会、各教育委員のほうからご発信をいただいて、それを我々が受けとめて、その大きい課題をやるために、長期間、ある程度の期間にわたって新しい振興基本計画づくりを行うというようなスタンスでやっていかないと、なかなかちょっとこれだけ大きな激変の中では難しいのかなというふうに思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 山本教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

---

教育委員会委員

---